

新たな観光振興財源の検討について

令和7年3月

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

1. 新たな観光振興財源検討にかかるこれまでの議論や意見

▶ 概要

- ・観光施策のさらなる充実・拡大やその推進に必要な安定的な財源について、**県議会**や**観光審議会**から意見あり
- ・これを踏まえ、検討に向けた、**宿泊事業者(県旅館ホテル生活衛生同業組合)**との**意見交換**を実施

〔意見交換〕

- ・今後、さらなる観光振興を推進する必要性について、関係者との認識を共有
- ・方向性や具体的な取組、それに必要な財源については、今後、関係者一体となって丁寧な議論が必要

県議会

- ✓ 観光振興施策を充実させ、国内外からの誘客拡大の取組を進めていくためには、安定的な財源の確保が不可欠。**宿泊税を含め、新たな財源を検討していく必要がある**と考える。
- ✓ **観光振興は重要な施策だが財源には限界**がある。県として宿泊税導入に向けた議論を進める必要があると考える。

観光審議会

- ✓ 地域の事業者にいかに儲けていただくかといった視点から、その役割を担う**DMOのための安定財源として宿泊税のような検討もある**のではないかと考える。
- ✓ インバウンド増加への対応など、今後の観光の持続可能性に寄与する施策に活用する財源として**宿泊税などの「観光客から得る財源」の新設は検討の余地がある**のではないかと考える。

宿泊事業者

- ✓ 宿泊客への負担を求めていくことになれば、やはり**使途を明確に、どのようなことに使うかといったことを整理することが重要**だろう。
- ✓ 組合内ではアンケート調査も実施中
- ✓ 事業者の中には、**宿泊税には反対**といった方もいるので、丁寧に議論をしてもらいたい。

- ✓ 今後は、さらなる検討を深めるため、関係する外部の有識者を加えた、「公開の場」での議論を行いたい。**県観光審議会**で議論を進め、**県へ答申いただく形**としたい。

2. 新たな観光振興財源検討の必要性

▶ 検討のポイント

- ・今後の観光振興をどのように進めていくか検討を行う上で、安定的な財源の確保の議論は避けることはできない。
- ・新たな観光振興財源の検討には専門的な知見も必要

▶ 観光振興の重要性

- 観光振興は、関連産業の裾野が広く、**地域の消費や雇用の拡大など大きな経済効果が期待**される
持続的に観光振興の取組を進めることは、地域活性化へつながる。
- インバウンド需要など、**今後も成長が期待できる分野**
継続的に「選ばれる長崎県」を目指すには、社会情勢や旅行者の価値観の変化に対応した幅広い取組が重要

▶ 施策展開に必要な財源の確保

- 観光施策についても、限られた財源の中で、「選択と集中」を図りながら、取組を推進してきた。
これまで以上に幅広い観光施策の展開のためには、**新たな財源が不可欠**



- 様々な財源確保の手法がある中で、**安定的な観光振興財源**について、県観光審議会でも議論していく観光振興施策の方向性に沿って、最適な確保手法やその財源の具体的な用途などの**制度設計に向けた専門的な知見も必要**

3. 観光振興財源検討専門委員会の設置

▶ 事務局提案

- 観光審議会の中に新たな観光振興財源の検討を進める「**観光振興財源専門委員会**」の設置
専門委員会からの報告を受け、**最終的には観光審議会から県へ答申**をいただく形で進めたい。

1. 公開での議論の場の設置(観光審議会の位置付け)

- ✓ 観光審議会は、長崎県観光振興条例に基づき「**観光振興に関する重要事項**」について、知事の諮問に応じ、調査審議を行う機関
観光振興財源の検討と、観光振興計画の見直しについて、一体的に議論が可能

[参考] 附属機関の設置及び運営に関する要綱(抜粋)

第5条 附属機関等の運営に当たっては、必要に応じ、**部会、専門委員会、分科会等を設け、実効性のある審議を図る**ことにより、効果的・効率的な運営に努めるものとする。

- 令和7年度、**観光振興基本計画の見直し**に加え、**財源**の検討を進めていくにあたって、
・地方行財政等の専門的な知見を有する方を、審議会委員に加えて選任するには、**委員定数に限界**があること
・財源検討に必要な審議会開催回数の増など審議会委員の**負担が大きい**こと

2. 先進県の事例(財源検討にかかる会議)

✓ 福岡県

- 「福岡県観光振興財源検討会議」
・委員10名で構成される財源検討に特化した会議を設置
・4回の会議を経て、報告書を作成

✓ 長野県

- 「長野県観光振興財源検討部会」
・**既存の「観光審議会」の下に、部会として財源検討に特化した会議体を設置**(委員数8名)
・5回の会議を経て、報告書を作成し、最終的には、本体である「観光審議会」へ報告し、県へ答申した。

- 長野県の例のように、「専門委員会」を観光審議会の中に設置
財源の議論は、別途、専門組織を設けることで、効果的・効率的に検討を進めたい。

4. 専門委員会の構成(案)

▶ 選定のポイント

- ・専門委員会に属すべき委員については、以下の構成を想定しており、これまでの経験や知見から、各専門分野の見識者を選定(7～8名程度)
- ・このほか、オブザーバーとして長崎県市長会及び長崎県町村会の参画も想定(調整予定)

専門分野	見識者の想定
税・財政	税・財政に関する学識経験者(大学教授等)
地方行政	地方行政に関する学識経験者(大学教授等)
宿泊	県内の宿泊事業者の代表(団体)
観光	県内の観光活性化にかかる事業を行う団体
観光	観光分野(全国的知見)に精通する調査分析機関
観光	観光分野(地域内知見)に精通する調査分析機関
地域経済	地域経済(観光関連産業全般)の見識者

- 専門委員の選定については、本日の審議会の意見も踏まえ、事務局において整理・検討の上、委員長へご相談し決定(指名)することとしたい。(次回の審議会で報告)